

議案第6号

債権の放棄について（教育委員会関係）

次のとおり債権を放棄する。

- 1 債務者 大阪市高等学校等奨学金貸与条例（昭和63年大阪市条例第7号）に基づき本市が行った高等学校等奨学金の貸与3件に係る各債務者
- 2 債権の内容 高等学校等奨学金の貸与金に係る債権
- 3 放棄する債権の額 下記の表に掲げる高等学校等奨学金の貸与金債権に係る未返還の元本の額の合計金884,712円及びこれらに対する遅延利息
- 4 放棄の理由 債務者らが破産しており、当該債権の弁済を受けることができる見込みがないため

	貸与期間	未返還の元本の額
1	平成7年4月から平成9年2月まで	金589,712円
2	平成11年4月から同年7月まで	金88,000円
3	平成13年4月から平成14年3月まで	金207,000円

平成30年 2 月 9 日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

本市が行った高等学校等奨学金の貸与 3 件に係る各債務者に対する奨学金の貸与金に係る債権を放棄するため、この案を提出する次第である。